

「後期高齢支援システム標準化検討会ベンダ分科会」

第3回議事概要

日 時：令和4年8月1日(月)9：30～12：00

場 所：オンライン会議(Zoom)

出席者(継承略)：

(座長)後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部 部長

石井 貞行 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ

村上 朋博 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部  
第二開発本部第二開発部 課長

片岡 秀樹 Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部  
第1開発課 リーダー(代理出席)

玉置 直人 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部  
住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー

和田 直也 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部  
社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部  
(代理出席)

(オブザーバー)

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

## 【議事次第】

1. 開会
2. 意見照会結果について
3. 機能・帳票要件(案)の修正点について
4. 帳票レイアウト、帳票詳細要件の確認
5. 今後の依頼事項について

## 【意見交換(概要)】

### (意見照会結果について)

- (2. デジタル庁実施の横並び整理の対応について)横並び方針で詳細に規定がされると認識していたが、全て網羅することは難しいという状況である。デジタル庁から示された内容と、後期高齢支援業務で検討した結果記載をした内容で区別がつくよう整理してほしい。  
⇒デジタル庁から示された方針については、それを受けて修正した旨を機能・帳票要件に明記しているため、それにより判別が可能となるようにしています。また、本来共通要件として規定されるべきだが対応されていない部分については、一旦後期高齢支援システムとして記載をしている旨明示しているが、今後横並びの指針が規定された場合は見直しを行う。
- (3.3 健診業務の取り扱い)健康管理システムの標準仕様の動向を踏まえて検討するのが良いと考える。また、後期高齢支援システムからデータを提供する機能は最低限設ける必要があると考えている。  
⇒健診事業について、各業務で管理する考え方と、業務を横断して管理する(業務システムとは別のシステムで管理する)考え方があるという認識でよいか。  
⇒ご認識の通りである。また、自治体によって健診業務を行っている担当課が異なっており、どのシステムでどの機能を保持するか整理が難しくなっている。
- (3.2 帳票関連の要件整理 NO.7 UD 対応について) デジタル庁にて、共通要件として前向きに検討していくものと考えているが認識に相違はないか。  
⇒デジタル庁にヒアリングした際には、デジタル庁で統一的に対応するのではなく、各府省で検討して頂く想定というニュアンスでお話しされていた。また、対象は全帳票ではなく内容が分かりにくい帳票に絞って対応していくことを想定していると受け取った。
- (3.2 帳票関連の要件整理 NO.14 ダイレクトプリントについて)ガバメントクラウドを利用している場合、ダイレクトプリント機能を実装すると印刷の際に料金に跳ね返ると聞いている。  
⇒横並び要件からオミットされた理由は、クラウドシステムであるため直接紙に出力する要件は相応しくないからと記載されていた。

### (機能・帳票要件(案)の修正点について)

- (機能 ID1. 4. 2.) (機能 ID1. 7. 6.) 日本人の通称名の扱いについて、何らかの資料で明記がされているのか。介護保険システムの標準仕様には記載がなかった。  
⇒介護保険システムでは日本人と外国人を区別せずに記載されている認識である。また、証に関しては通称名を出力する旨が事務連絡で規定されているが、通知書等は規定されていない認識である。  
⇒通知書等でも通称名を意識する旨明記されていないのであれば、オプション機能とすべきではないか。  
⇒市区町村 WT での意見も踏まえ検討する。
- (機能 ID1. 4. 4.) 「送付先氏名カナ」と「送付先電話番号」が必須機能として管理項目となっているが、用途は何か。明確でないのであれば上記の項目についてはオプション機能として切り分けて頂きたい。  
⇒「送付先氏名カナ」については何れかの業務で必須となっている。「送付先電話番号」については送り先に繋がる電話番号を管理したいという要望があった。  
⇒連絡先としての管理ではなく、送付先として電話番号が必要という意味か。  
⇒意見照会でいただいた意見は認識の通りである。連絡先は複数管理できる機能を設けているため、それで事足りるとも考える。連絡先・送付先どちらをオプションにするか意見照会の結果等を改めて確認し検討する。
- (機能 ID1. 5. 1.) 「通称名カナ」「通称名氏名」で検索ができること、というのが必須要件となっているが、理由は何か。  
⇒意見照会結果の中に、本項目を検索要件に追加しないと検索が出来ない、という意見が複数あった。「通称名氏名」での検索はニーズがあると考えており、「通称名カナ」は氏名と一対のため併せて要件としている。  
⇒住記システムからのデータ連携等を考慮したうえで実務区分を検討する必要がある。  
⇒いただいた意見を踏まえて検討する。
- (機能 ID3. 1. 6.) 任意の対象年度を指定して作成することが必須機能として定義されている。同様に広域連合へ連携する他の項番ではオプション機能とされているが、所得・課税情報のみ必須機能となっているのは何故か。  
⇒保険料の計算時に減額対象所得の対象は過去3年に遡って繰越純損失を計上するため、特定の被保険者に対し3年分の所得を確認しなければならない。3年分遡る際に年度が指定できないとデータ連携が行えないという制度的要件から必須機能としている。
- (機能 ID3. 4. 6. ※6) (機能 ID3. 5. 6. ※12) 確定賦課の処理の中で翌年の4月、6月、8月のデータを設定できるという要件が必須という認識でよいか。別途仮徴収のデータ

を作成する処理を設けて、別のタイミングで実施するシステムもありえる。

⇒別の処理で本機能を実現しても問題ない。期割額を算定するときでなくても作成できればよい旨、追記する。

- （機能 ID3.4.9.）「要件の考え方・理由」の記載について、納付書に関する記載であれば機能 ID 3.2.4. 等、他の項目にも同内容を記載すべきではないか。

⇒他の項目には参照するよう追記を行う。

- （機能 ID3.5.6.）「以下のいずれかの対応」と記載があるが、選択肢が1つしかないため、文章を修正すべきではないか。

⇒「以下の対応ができること」と修正する。

- （機能 ID3.5.12.）普通徴収者に対する 81 通知はオプションでよいのではないか。9 月までの年金と 10 月以降の年金や住所が変更になり、81 通知を作成する際の内容も変更になることがあるため、オプションがよいと考える。

⇒意見照会では、特別徴収が不可になることに対して、住民への説明が付かないため 必須を要望する意見があった。市町村からの意見も踏まえて検討する。

- （機能 ID3.6.2.）会計部門に提供できること、が本要件のメインに見える。依頼データや依頼書の作成を1つ目に持ってきた方がよいのではないか。

⇒文章を修正する。

- 特別徴収に関わる機能要件について、介護保険システムの標準仕様書では「当要件にかかる運用を介護保険システム以外にて実施する場合は、標準仕様の範囲外とし実装必須の要件として取り扱わないこととする。」と書かれており、同様の記載を後期・国保の仕様書にも記載してほしい。

⇒特別徴収の運用を別システムで行うというのは、連合会が提供するツールを指しているか。

⇒国保連合会から受領する、介護・後期・国保の3制度分のファイルを1か所で取り込む運用を想定している。

⇒介護保険システムの記載粒度を確認し、追記することを検討する。

#### （帳票レイアウト、帳票詳細要件の確認）

- （05.07 督促状・催告書兼納付書）帳票詳細要件の「期別」について、全期前納と期別が記載されているが全期前納は記載不要と考える。また、特定の期別、もしくは○期から□期の期別と記載を見直ししていただきたい。

⇒ご意見を踏まえて記載については修正する。

#### （今後の依頼事項について）

- 本日もご意見いただいた部分については事務局にて修正し、8/5を目途に再度展開する。時間の制約から会議内で発言できなかった意見があれば後程送付いただきたい。

また事前に送付した標準仕様書本紙と業務フローについては8/5までに、その他資料についてご意見があれば、8/12までに頂きたい。